

産官学共同事業に関する協定書

マイクロストーン株式会社
立科町
長野県蓼科高等学校

マイクロストーン株式会社、立科町と長野県蓼科高等学校は、立科町の介護予防ドクター事業の一層の充実を図ることを目的として、下記のとおり協定を締結する。

記

1 マイクロストーン株式会社、立科町と長野県蓼科高等学校は、相互に自主性を尊重するとともに、平等互恵の原則に基づいて連携を図り、次の共同事業を実施する。

(1) マイクロストーン株式会社は、立科町民の健康維持および介護予防ドクター事業の充実と質的な向上の支援を行うため、転倒リスク予防診断システム THE WALKING® を立科町に貸与する。

(2) 立科町は、貸与された THE WALKING® を用いて、立科小学校及び立科中学校の児童生徒、成人、高齢者を対象として歩行機能を測定、記録し経過を観察する。実施にあたっては、必要に応じてマイクロストーン株式会社も実務を担う事とし、記録されたデータは立科町とマイクロストーン株式会社で共有する。

(3) マイクロストーン株式会社は、記録されたデータを特定の個人が識別されない方法で保管し、測定の結果に基づいて必要な分析、指導、助言等を行う。

(4) 長野県蓼科高等学校は、在校生の歩行機能測定を実施するとともに、立科小学校、立科中学校の児童生徒に対する運動指導を行う。

(5) 公立大学法人長野大学は、長野県蓼科高等学校との高大交流に関する協定に基づき、必要に応じて学生が事業に参加する事により、相互連携を図る。

(6) マイクロストーン株式会社、立科町と長野県蓼科高等学校は、各々役割を果たすとともに、健康増進、介護予防などの地域の課題解決に向けて連携して調査・研究を進め、事業の成果向上を図る。

- 2 マイクロストーン株式会社、立科町と長野県蓼科高等学校は、必要があるときは三者協議の上、本協定の補完、内容の変更若しくは解除を行うことができる。また、本協定に定めのない事項については、別途協議する。
- 3 協定期間は調印日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了2カ月前の時点で、三者いずれも異議のないときは、協定の期間を継続して1年間更新するものとし、以降も同様とする。

附則

本協定は、調印日をもって施行する。

上記のとおり産官学共同事業に関する協議が整ったので、ここに調印する。

令和6年11月22日

マイクロストーン株式会社代表取締役社長

白鳥 敬司
西角 正芳

立科町長

長野県蓼科高等学校長

西添 俊一